

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和7年6月 27 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2500001号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2500006号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年4月1日から平成8年8月1日まで

私は、請求期間について、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者がA社の同僚として名前を挙げている3名は、オンライン記録により請求期間の全部又は一部において、同社での厚生年金保険被保険者記録があることが確認でき、複数の同僚が請求者は同社に勤務していたと回答していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、請求期間当時の資料の保管がなく、請求者のA社における在籍及び厚生年金保険の取扱い等については不明である旨回答している上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の同僚3名及び請求期間にA社での厚生年金保険被保険者記録があり、所在が確認できる同僚10名(計13名)に照会したところ、6名から回答があったが、請求者の同社における具体的な雇用形態、勤務状況及び社会保険加入に係る取扱い等について回答を得ることができず、請求者の請求期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、請求者の請求期間に係るA社における雇用保険の加入記録は確認できない上、同社に係るオンライン記録(被保険者縦覧照会回答票)において請求期間に被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。